

# 公立大学法人横浜市立大学情報セキュリティ基本方針

制 定 平成 30 年 4 月 1 日

## (目的)

第1条 公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）では、「国際都市横浜と共に歩み、教育・研究・医療分野をリードする役割を果たすことをその使命とし、社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学を目指す。」というミッションを果たすために教育・研究・医療活動及び運営を行っており、様々な場面において情報資産を取り扱う。これらの情報資産を安全かつ効果的に活用するためには、教職員や学生の情報リテラシ向上を図りながら作業の生産性・利便性を担保しつつ、重要度に応じて情報資産が適切に管理されるよう基盤の整備とともにセキュリティを確保することが必要不可欠である。そこで本学では、以下を目的として、情報セキュリティに関する基本方針をここに定める。

1. 情報資産の重要度に応じた適切な管理
2. 学内の情報資産への外部からの攻撃等に起因する事故の防止
3. 本学内外の情報資産に対する加害行為の防止

## (情報資産の管理)

第2条 本学の情報資産に関して、重要度に見合った適切なレベルのセキュリティを確保したうえで、扱う者すべてが、的確な運用を行わなければならない。

## (情報システムの目的)

第3条 情報システムは、情報資産の保護と活用を図るために安定的かつ効果的に供用されるものでなければならず、本学における様々な教育・研究・医療活動や運営の基盤として安全かつ円滑な利用ができるように整備、また運用されなければならない。

## (扱う者の義務)

第4条 本学の情報資産又は情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本方針及び基本規程に基づいて別に定める実施規程及び手順等を遵守して利用又は運用しなければならない。

## (罰則)

第5条 本方針に基づく規則等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、それぞれの規程に定めることができる。ただし、本学の別の規程や法律等に別の定めがある場合は、それに従う。

## 附 則

この基本方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。